（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第二条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第五十三条の見出し中「生産」の下に「等」を加え、同条第一項中「規定により、新商品の生産」の下に「又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）」を加え、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産」を「新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等」に改め、同項第一号中「新商品」の下に「又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）」を、「企業化されている商品」の下に「若しくは役務」を、「既存の商品」の下に「若しくは役務」を加え、同項第二号中「新商品」の下に「等」を加え、同項第三号中「次項」を「第三項」に改め、「生産」の下に「等」を加え、同条第四項中「生産」の下に「等」を加え、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により管理者が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

第五十三条第二項第一号中「生産」の下に「等」を加え、同項第二号中「新商品」の下に「等」を加え、同項第三号及び第四号中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　管理者は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

総務大臣　山本　早苗

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条の次に次の一条を加える。

（法第百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模）

第百四十一条の二　法第百三十三条第一項の総務省令で定める規模のものは、引込端子の数が五百のものとする。

2　第百三十三条第二項の規定は、前項の引込端子について準用する。

第百四十四条中「総務大臣」の下に「（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、法第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事。第百六十九条及び第二百十七条において同じ。）」を加える。

別表第四十の一号を次のように改める。

別表第四十の一号（第141条関係）

有線一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務開始届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

有線一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。以下同じ。）の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名
一般放送の種類	
使用する設備	自己の設備又は他人の設備の別
	設備の規模
	ヘッドエンドの設置場所
施設	主たる演奏所の設置場所
	受信空中線の設置場所
	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

業務				
使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名	